兵庫県公報

令和８年３月24日　火曜日　　第５号外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 児童の自立の支援に関する事務の委託に関する規約（児童家庭課）…… 1

告　　示

兵庫県告示第277号の２

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、兵庫県は、次の規約により児童自立支援施設に関する事務を尼崎市から受託する

令和８年３月24日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

児童の自立の支援に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　尼崎市（以下「市」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において行う児童に対する指導及び自立の支援並びに当該施設を退所した者に対する相談その他の援助に係る事務（以下「委託事務」という。）を兵庫県（以下「県」という。）に委託し、県はこれを受託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

２　前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事（以下「知事」という。）が尼崎市長（以下「市長」という。）と協議して別に定めるものとする

（予算の計上）

第４条　知事は、委託事務に係る収入及び支出については、県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（廃止による決算等の措置）

第５条　委託事務を廃止した場合は、知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、知事と市長とが協議して定めるものとする。

（補則）

第６条　この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、知事と市長とが協議して定めるものとする。

附　則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。